報告様式 別紙2 (第10条関係)

NO.	項目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
1	1-(1)-① 行政情報のわかりや すい積極的な公表と 説明責任の確立	行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の 確立を説く以前に職員の良識の研鑽が必要でないか。	平成 24 年度において、職員の意識と職務遂行能力の向上について重点的に取り組む計画であります。その中で、研鑽してまいります。
2	1-(1)-② 会議及び会議録の公 開	会議録の公開が遅すぎて効果的な利用を阻害しています。この第二次美里町行政改革大綱(案)と同時にパブリックコメント手続きに入っている美里町総合計画見直し(案)の審議会の会議録は、第2回(9月30日)までしか公開されていません(3月10日現在)。審議の中で重要な発言が多々ありましたが、これが公開されないままパブリックコメントを募集しています。これでは、"徹底した情報共有と公正さの確保"には程遠いです。原則として、前回の会議録が入手できる状態で次のステップに進むシステムにすることを要望します。	運用が未だ徹底されていない状況にあります。 平成 24 年度に、制度としてしっかりと確立を し、運用についても徹底してまいります。
3	1-(1)-② 会議及び会議録の公 開	開示対象に職員が作成するメモや資料も含ませるべき。	職員が業務に関して作成したメモや資料についても 開示対象とされております。
4	1-(1)-② 会議及び会議録の公 開	他人の利益に関わる内容の会議・打合せ・話し合いの記録の 開示請求があった場合には、相手(関係する第3者)の了解を 必要とせずに積極的に開示するべきではないか。その者の名前 を塗りつぶせば(名前を伏せれば)良いと思う。	第三者に関する情報の取扱いについては、美里町情報公開条例第 13 条に規定するとおりです。 条例に規定するように、例え第三者の名前を塗りつぶしても(名前を伏せても)第三者の個人又は団体が判別される場合においては、第三者に意見を聞くべきであると考えております。

5	1-(1)-② 会議及び会議録の公 開	行政区長の活動内容も開示対象にするべきです。	町が保有する情報については開示対象となっております。
6	1-(2)-① 行政の政策過程への 住民参加制度の確立 と公表	「各種計画や条例等」から「重要な計画や条例等」への変更は、事務量等を考えるとある程度止むを得ないと思いますが、その他は変更しないでください。 「策定段階」から「新たな策定時」への変更は、計画変更時の住民参加が制限されるので、反対します。 また、「公表と意見の募集」だけでは、住民に開かれているとは言えません。住民の意見が反映されて初めて住民参加です。第二次案は、従来よりも住民参加の門戸が狭くなるので反対します。	ご意見のとおりと考えます。 「各種計画や条例等」から「重要な計画や条例等」への変更は行わず、元に戻します。また、「策定段階」から「新たな策定時」への変更も行わず、元に戻します。
7	1-(2)-① 行政の政策過程への 住民参加制度の確立 と公表	意見や要求に対して行政から回答があった場合、その回答に 対して再質問権を与えるようにするべきです。	再質問権などと言わずに、何度でも結構ですからご質問ください。
8	1-(2)-① 行政の政策過程への 住民参加制度の確立 と公表	重要な計画や条例等の新たな策定時における公表と意見の 募集とありますが、今までの経験から言うと、計画の段階では、 私たち住民の耳に入らず実施する段階になってから、こういう ことがあります。と、広報などでの軽いお知らせで終わってし まう状態だと感じております。もっと早い段階からの住民のコ ンセンサスをしっかりととるべきだと考えます。 このパブリックコメントの募集も、周知の期間が短いと思い ます。もっと住民が意見の出しやすい工夫をするべきで、今ま	行政改革に対するご意見を今後ともお聞きしてまいります。また、大綱につきましても必要があれば、策定後においても修正していくことも考えておりますので、 今後とも多くのご意見をお寄せください。

		でのパブリックコメントを出された人数を見ても、町の周知不	
		足があらわれていると思います。	
		充て職委員の枠は、減らすべきです。	運用上の問題となりますが、各種委員の公募に
		総合計画審議会の全体会議を通して傍聴しましたが、発言し	ついては、すべての委員会において必ずしも、委
		ているのは公募委員が主で、外部委員の方が少々意見を述べら	員会の設置目的を達成するための正しい選任方法
	1 (2) ②	れる程度でした。町の公共(的)団体からの委員の方で意見を	であるとは考えておりません。中には公募が適さ
	1-(2)-2	述べられた方はいませんでした。部会では、団体に関連する事	ないものもあります。また、公募に当たっては条
9	委員会等への委員の	項について発言されているかもしれませんが、町としての方針	件を付す場合もあります。それぞれ委員会によっ
	公募制度の積極的導	を決定する全体会議ではどなたも意見を述べられませんでし	て異なりますので、一律に規定することはできな
	入	た。議長から、他にご意見ありませんかとの問いに「なし」と	いと考えております。
		答えたられたのが唯一の発言でした。「最少の経費で最大の効	よって、大綱の当該項目の文中を変更せずに、
		果を挙げる」ためには、意見を述べられない委員は無駄であり	運用の中でそれぞれが可能な範囲で公募制度を取
		むしろ排除すべきです。	り入れるようにしてまいります。
	1-(2)-2		
10	委員会等への委員の	法律で規定している以外は完全公募制にするべきです。	上のNo.9と同じです。
	公募制度の積極的導	法律で規定している以外は完全公券前にするへきです。	上の100.9 2 向 し で 9 。
	入		
		委員会等への委員の公募制度の積極的導入とありますが、す	
	1- (2) -②	べて公募が良いと思います。今回の総合計画審議会において、	
11	· · · · <del>-</del>	充て職の方は、全体会での重要な発言をされている方がいたの	
	委員会等への委員の	か、疑問です。公募で委員を募集したら、それなりの勉強をし	上のNo.9と同じです。
	公募制度の積極的導	て、会議に臨むと思います。会議中に居眠りをするような方は	
	入	いなくなると思いますが、いかがでしょう。検討していただき	
		たいです。それから、もっと若い世代の方々にもっと、公募に	

		応募するとか、パブリックコメントを出すとか、町政への関心	
		   を持ってもらう努力をするべきだと思います。若い世代は、毎	
		   日の仕事と生活で、時間に余裕がありません。そういう方々に	
		   も、関心を持ってもらえるような町にするために、努力してい	
		ただきたいです。	
		監査委員を完全公募にする。監査委員の選考に当たっては審	地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、町
		査委員会を作って選考するべきです。	長が議会の同意を得て選任いたしますので、完全
4.0	1- (3) -①		公募も審査委員会の設置も行う考えはございませ
12	監査制度等の強化		ん。
			よって、大綱の当該項目の文中の表現を変更し
			ないものといたします。
		人・職員に対しては、公安委員会が行っている、『苦情申し	ご提案の『苦情申出制度』については、苦情だけで
		出制度』なる制度を利用して、町民が直接管理者に職員悪さ悪	なく、意見、提言、提案、要望など幅広く町民の声をお
		行を申し出る制度を作って欲しいと思います。	聞きして対応するものが良いと考えております。
		それにより、処分を行いやすいように、そして、巾広く住民	その手段として町政相談員の設置を検討してまいり
	1- (3) -2	が監視する制度を作ることによって、職員の意識改革を図るべ	ます。
13	行政相談体制の強化	きだと思います。	
	充実	そのためにも、苦情申し出制度においては、その組織を、町	
		長の手から切り離し第3者による委員会形式で運営すべきだと	
		思います。そして、そこで下された結論に関しては、町長は、	
		最大限尊重することを義務付けるべきだと思います。此によ	
		り、大多分の問題解決が図られると思います。	
14	1- (3) -2	行政相談体制の強化充実とありますが、町に対して思ってい	今後の運用段階(実施段階)に対するご意見と承りま
14	行政相談体制の強化	ることがあっても、どこに意見を言ったらいいのか、誰に相談	す。

	<b>大</b> 由	1 TIME OF THE STATE OF THE STAT	
	<b>充実</b>	していいものか、窓口がいくつもあり、わかりません。私たち	町では、意見・提言・提案・要望・苦情などの「町民
		若い母親世代はたくさん相談したいことを持っていると思い	の声の一本化」「たらい回しの根絶」に早急に取り組む
		ますが、意見を言うところを一本化するとか、相談しても、た	考えです。ご意見を参考にさせていただきます。
		らいまわしにされないようにとか対策をとっていただきたい	また、住民懇談会に対するご意見もまったくそのとお
		です。早急に何とかしていただきたいです。	りです。多様な開催形態を取り入れて、若い世代の方々
		行政懇談会などに行っても、年配の方が難しいお話をされて	が気軽にお集まりいただき、会話ができる環境(雰囲気)
		いる中で、私たち若い母親世代の方々が、素朴な質問をしよう	づくりに努めてまいります。
		とするのもためらわれるぐらいの雰囲気なので、もっと話しや	住民の皆様からご要望を頂ければ出前型(要望型)の
		すく、若い世代も集まりやすい日時を設定する等の対策が必要	座談会の開催も考えておりますので、ご要望の場合には
		だと思います。職員の中にも若い母親、父親世代の方がたくさ	総務課にご連絡ください。
		んいると思いますので、集まりやすい時間や、話しやすい雰囲	
		気作りなどを意見として集約し、公表するのも手だと思いま	
		す。	
		評価後のアクションが見えません。	ご指摘いただきましたように評価することが目的化
		"町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表"と	していたことは、これまでの事務事業評価の大きな反省
		ありますが、以前評価委員をやっていた方から、意見反映状況	点であったと認識しております。
		が分からないとの話を聞きました。評価報告書に行政評価委員	事務事業評価に限らず、ご指摘いただいたものに対す
	1- (3) -3	会からの意見を記載したけれど、それがどのように活かされた	る対処・対応(結果の公表も含めて)の進捗管理が徹底
15	政策評価委員会の設	のか何も知らされないというものです。評価報告書を受け取っ	されていない組織上の問題を解明し解決してまいりま
	置と評価結果の公表	た後、出された意見を処理してそれを公表する仕組みがないの	す。
		ではないでしょうか。	
		平成21年度事務事業評価に対してある事項の不備を指摘し、	
		指摘の通りだとの回答はありましたが、いまだに変更されてい	
		ないものがあります。ここでも意見は聞いておくだけでアクシ	

		ョンのない姿勢が見えます。	
	1- (3) -3	委員にはそれなりの人物を選考すること。最初は、権威有る	ご指摘のとおりと考えております。ご意見の方
16	政策評価委員会の設	人物を就けることも必要ではないか。	向で取り組むことを検討してまいります。
	置と評価結果の公表		
47	1-(3)-3	「行政評価と公正確保の確立」が、「政策評価と・・・」と	今後の5年間につきましては、評価の対象(単位)を
17	政策評価委員会の設	狭義の内容に変更されている。もとにもどすべきである。	政策に絞って取り組む考えありますので、「政策評価」
	置と評価結果の公表		という表現に変更いたしました。
		年度毎の収支見込額を公表することは絶対必要です。なぜな	ご意見のように年度ごとの収支見込額を公表するこ
		らば5年後10年後に、やっぱり駄目でしたなんて言われたので	とは必要不可欠です。それが、毎年度の予算書です。
	2-(1)-① 中期収支見込·財政健	は、食い逃げにあったようなものです。	
		年度毎に誰が無貞操な財政運営したのか、その責任を取らせ	
18	全化計画の策定及び	るためにも、年度毎の収支見込額を出しておくことは重要であ	
	公表	る。一年ごとに一喜一憂はしませんが、流れからすると分かる	
		はずです。2年続けることは、此はアウトです。そして、前の	
		凸凹を修正するような又その分を取り返す財政運営が必要だ	
		と思います。だから年度毎の、公表は必要だと思います。	
		見直しと公表は、結果であり、その意志を示さずに、結果だ	人件費については聖域のない見直しを図る力強い意
		けの公表、時の流れに身を任せた計画でお茶を濁すのかと言い	思の表明が必要ではないか、とのご意見です。これまで
	2-(2)-①	たいです。	も聖域を設けずに人件費の見直しを行ってきました。今
19	人件費の見直しと公	先ず、人件費には、特別職の報酬、議員報酬、職員給与、委	後も社会情勢や国の動向を見ながら、人件費の見直しを
	表	員報酬、共催事業主負担等がありますが、その全てに関して、	行ってその結果を公表してまいります。大綱の当該項目
		聖域の無い見直しを図る力強い意思の表明が必要ではないで	の文中に、力強い意思の表明を特記する必要はないと考
		しょうか。	えます。

20	2- (2) -① 人件費の見直しと公表	第1に《組織・機構の見直し(組織の簡素化)》それと同時に目標の設定を行うべきである。第2に《人件費等の削減》それと同時に目標の設定を行うべきである。 「人件費の見直しと公表」の内容コメント中、「各種手当の住民視点で妥当性の再調査・・・」のアンダーライン分が削除された。もとにもどすべきである。	「住民視点」も「妥当性」も、事務事業全般に共通して必要とされるものです。当該項目だけに記述する必要性がないことから削除しております。
21	2-(2)-③ 学校施設等の統配合 検討	質向上とあるがどの様な尺度で図るのか。少なくなるのは如何ともしがたいものであり、押し戻すことは出来ません。特に、現代の子どもに抜け落ちている、集団行動を取れるように、又、集団の価値観醸成のためには、有る程度の人数は必要です。そのためには、強力な統廃合を考えるべきです。	教育上の適正な規模を確保するために学校施設等の 統廃合を強力に考えるべきとのご意見と承ります。 今後の学校施設等の統廃合の検討においての参考意 見とさせていただきます。 なお、この項目については、学校施設等に限定をせず 広く公共施設全般について計画的で効率的な運用を図 る必要があることから、項目のタイトルを「公共施設の 統廃合を含めた効率的運用」に変更いたしました。
22	2-(2)-③ 学校施設等の統配合 検討	学校給食施設の統廃合は、慎重にすべきです。 "美里町小牛田地域学校給食センター基本構想" (平成 22 年 3 月) では、食育・地産地消・建設費・ランニングコスト等の各項目を総合的に判断すると小牛田地域に 1 施設の給食センターを設置することが適正であると結論付けていますが、財政的に有利だとの分析データは示されていません。 平成 18 年 3 月に作成された第 1 次食育推進基本計画の第 3 (食育の総合的な促進に関する事項)の 2. (学校、保育所等における食育の推進)の取り組むべき施策では、学校給食の充実の項に"単独調理方式による教育上の効果等についての周知・	現行の小牛田地域における単独調理方式の学校給食が、給食センターに比べて、食育の上で有効であるとの考えから、学校施設等の統廃合についても慎重にすすめるべきとのご意見と承ります。 今後の学校施設等の統廃合の検討において参考意見とさせていただきます。 なお、この項目については、学校施設等に限定をせず広く公共施設全般について計画的で効率的な運用を図る必要があることから、項目のタイトルを「公共施設の統廃合を含めた効率的運用」に変更いたしました。

		普及を図る。"と記されていました。平成 23 年には、"「周	
		知」から「実践」"をコンセプトに第2次食育推進基本計画が	
		作成されていますが、第3(食育の総合的な促進に関する事項)	
		の2. (学校、保育所等における食育の推進)の取り組むべき施	
		策では、学校給食の充実の項に"十分な給食時間の確保及び食	
		事マナー等の指導の充実を図る。"として、単独調理方式の実	
		践を進める表現をしています。このように教育の質向上を念頭	
		におき、学校給食を食育の生きた教材と位置づければ、現行の	
		単独調理方式(自校方式)が有利であることは間違いありませ	
		ん。	
		財政の健全運営の中に、学校の統廃合問題が出てきているの	
	2-(2)-3	はなぜでしょうか。ありえないです。子供たちの"育ちを"一	
		番に考えるべきはずなのに、財政の健全運営の中に入っている	ご指摘のとおりです。財政の健全運営の中に学校の統
		とは、何事でしょうか。子供たちは、未来の美里町を背負って	廃合の項目を掲載していることは、ご意見で述べられて
		たつ人間です。その子供たちへの教育を財政難だから簡単に統	いるように「財政難だから学校の統廃合を進めるのか」
		廃合してしまえば良いという安易な考え方に憤りすら覚えま	と受け止められても仕方がありません。
00		す。教育にお金をかける事は、未来への投資だと思っていただ	この項目については、学校施設等に限定をせず広く公
23	学校施設等の統配合	けたらいいのかと思います。幼児教育や、小学校教育、中学校	共施設全般について計画的で効率的な運用を図る必要
	検討	教育に、魅力ある教育を取り入れて幼少からの教育に重点を置	があることから、項目のタイトルを「公共施設の統廃合
		いている町だと県内外にアピールしたら、定住してくれる若い	を含めた効率的運用」に変更いたしました。
		世代も増えると思います。	
		教育の質向上を念頭に置いた・・・と枕詞にありますが、給	
		食施設を統廃合したら、特に食育の面で教育の質の低下につな	
		がります。矛盾していると思います。食育推進基本計画にも、	

		T	
		『単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を	
		図る』とあります。関東圏でも、自校方式が見直され始めてい	
		ると聞いております。今現在、美里町で行われている、自校方	
		式はとても素晴らしいことであり、美里町の財産といってもい	
		いと思います。美里町の、自校方式給食を変えるべきではあり	
		ません。子供たちも、学校で作られている給食が大好きです。	
		子供たちから、おいしくて、楽しみな自校式給食を取り上げる	
		ことはやめてください。	
		各々の滞納額全て使っても、収納を行うこと。税金は払うも	税金等の収納についてございますが、納税・納付の公
		のだと言うことを、身をもって知らしめることが重要です。	平性から滞納・未納対応に関してご指摘のとおりです。
		色々な手法を駆使して金に糸目を付けず、収納を図って貰いた	町では平成 22 年度から納税・納付に関し「徴収対策
		いし、図る姿勢を示して欲しいと思います。	課」を設置して納税勧奨、法的処置による滞納処分を執
		バラ播き福祉で配給されている金を、上記、滞納に充当出来	行に努めてまいりました。
		る制度に改めるよう併せて町としても行動を起こすべきだと	ご提案の福祉関係支給金等につきましては、他法令に
	2- (3) -1	思います。	より強制執行が禁止されている場合があり、この禁止条
24	税金等収納率改善シ	今、弁護士や司法書士等が余ってる時代です。その人達のノ	項に優る法律改正は困難であります。
	ステムの確立	ウハウを利用して又は活用して、強力に納税させるべきです。	弁護士等の利用につきましては、一部案件に対し実施
		出来るなら、その費用を、滞納者に支払わせることが出来るか	しておりますが今後の利用拡大も検討してまいります。
		を検討し出来るなら併せて請求して滞納者根絶をするように	いただきましたご意見につきましては、更なる公平性
		して下さい。	の確保、滞納根絶に向けて参考にさせていただきます。
		早急に、国民番号制度を創設するように国に提言すべきであ	第二次行政改革大綱の当該項目の文中における変更
		り、そのシステムを、収納のために使えるように制度設計にさ	は行いません。
		せるべきです。	

25	2-(3)-③ 分譲団地の販売促進強 化	「分譲住宅の販売促進強化」の内容コメント中、「販売促進強化 <u>策の積極的公表</u> 」のアンダーライン分が削除された。もとにもどすべきである。	第一次大綱の「分譲団地の販売促進対策等の強化」から、第二次大綱の「分譲団地の販売促進強化」へ、「対 策等の」の4文字を削除して、わかりやく表現を変更し おります。
26	2- (3) -⑤ 企業立地の推進	「企業立地の推進」は、一次大綱では「企業誘致等の戦略的 産業振興対策」であり、きわめて矮小化されてしまっている。 もとにもどすべきである。	第一次大綱の「企業誘致等の戦略的産業振興対策」という表現から、第二次大綱では「企業立地の推進」というわかりやすい表現に変更したものです。
27	3- (1)-① 水道事業等の経営改革	「水道事業等の経営改革」の内容コメント中、「水道料金の統一」が「水道料金の改定」にトーンダウンしている。もとにもどすべきである。	料金の統一だけではなく、必要によっては料金の改定も発生しますので「料金の改定」と変更したものです。
28	3-(1)-③ 下水道事業等の経営 健全化	健全化の為の対策は必要です。しかし、幾ら料金の見直しを図っても、野放図な規模拡大では、ザルで水をすくうようなものであるので併せて、建設が目的化して居るような整備計画を見直すべきであると思います。即、合併浄化槽事業による早期の効果発現を考えるべきではないか。  今回の、地震で、下水道の脆弱性は、嫌と言うほど見せつけられたのに、国費で、補填するからと言って、良いんだとして野放図に、規模拡大を図る事だけは止めて頂きたい、美里町職員の、奮起と、意識改革と自己研鑽による、能力アップにより対処方法の改善を図り、経済的にも住民に資する事業への転換をお願い致します。	は行いません。
29	4-(1)-③ 職員懲罰規程の改定 と公表	「やる気のない職員、自己啓発のない職員」を加えるべきです。	平成 24 年度において職員の意識改革を重点的に取り上げて職員の資質向上に取り組みます。

30	4-(2)-① 能力・実力主義による 人事評価制度の導入	表彰制度は良いが、これだけを先行するのではなく、厳罰化 と両輪であることを忘れずに導入や活用を考えて下さい。	ご指摘のとおり表彰は厳罰化と両輪であると考えております。
31	4-(3)-① 職員研修制度の確立 と計画的な実行	人材を育てるには、優秀な若者を多く採用し、試用期間を2~3年と長くして、その間に徹底的に鍛え篩にかけます。試用期間を経て優秀な人材を本採用にします。	地方公務員法第22条の規定に基づき6か月としているところです。
32	4-(3)-① 職員研修制度の確立 と計画的な実行	町民に指針を示し、町民をリードする自信に溢れる人材を育てるべきです。 すべては町民の幸せのために、を合言葉に思いやりを持って施政方針を実行する情熱ある人物を育て上げることです。	研修の計画策定と実施段階において意見を踏ま
33	4-(3)-② 職員定員適正化計画 の策定と公表	所属数の公表ではなく、削減数と同時に人件費率からも縛って計画を公表しその施策評価を住民に知らせる内容にしてください。	予算総額に対する人件費の割合については、年 度ごとの予算総額により増減いたします。 なお、職員適正化計画を基に財政計画で性質区 分ごとに経費を計上しているところです。
34	5-(1)-① 自治基本条例の制定 と運用	自治基本条例という名の"まちづくり条例"の制定には反対です。 "まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割を明確化"とありますが、自治基本条例は地方にとっての憲法だと言われる位置付けの条例であり、いわゆる"まちづくり条例"ではありません。 "真の自治基本条例"を制定するには、分権改革後の「地方自治」/憲法でいう「地方自治の本旨」とは何かを役場職員、議員、町民が徹底的に考えることが必要です。このような下地と	自治基本条例の制定と運用に取り組む際には、 ご指摘の点に十分に留意してまいります。

		なる考え方が共有された後に、次のステップに移行すべきで	
		す。このような理由から、このようなステップを考慮して記載	
		していただきたい。	
		色んなところで言われていますが、懇談会に集まる人数が固	住民懇談会の参加者数が低調であったことを十分に
		定しきている。パブリックコメント等の、住民ニーズの吸い上	反省いたします。頂戴したご意見を参考にしながら今後
		げツールもサビついて、機能していない、その遣り方も、検討	の対応を検討してまいります。
		しなければと言われて久しいが、その機能していない原因は、	「住民懇談会は手段であって目的ではない」の内容を
		何処にあるか、御当局は、まだ気付いていない様ですがどうな	第二次行政改革大綱の当該項目の文中に追加せよとの
		んですか。	ご意見につきましては、当該項目の文中に「住民懇談会
		住民は、住民懇談会やパブリックコメントは、役所側の一種	の目的の明確化」を追加することといたしました。また、
		のセレモニーであり住民の意見を聴いているというアリバイ	実施段階(運用段階)においてこの点を十分に留意して
		証明だけだと住民は感じているから、低調になってしまうんで	進めてまいります。
	5- (2) -2	す。	
35	定期的行政・住民懇談	そもそも、「住民ニーズの吸い上げ」などと、町側は、真剣に	
	会の実施	考えているんですか。逆に、役所の、論理を押し通すだけの舞	
		台になっていませんか。「言われたこと100%聞き入れられな	
		いし、直ぐ出来るわけもない」と言う役所の論理が、このよう	
		な懇談会等の衰退に繋がってると気付かないのでしょうか。	
		今まで、このような場を含めて、住民からの声に耳を傾け	
		たのは、一体幾らありましたか。幾ら実現しましたか、実現し	
		ないながらも、相手が納得する理由で説得した事がありました	
		か。	
		最低限の安全を考えるのが、町や町長の職務の本質でだと	
		思いますが、その件に関する要望であれば、出来無いまでも、	

		即、行動を起こすのが行政の義務だと思いますし、その後ろ姿が、分かる行動を取るのが行政ではないでしょうか。その事を通して住民懇談会に参加して良かったと思わせることが、活性化の近道だとおもいます。     行政は、役人の専売特許であり、がたがた言わせないぞ、言う奴には、ガン無視か屁理屈理屈で応戦し、相手が嫌気をさして降参するまで、引き延ばせ。と言うような住民懇談会やパブリックコメントの利用方法では、誰が本気で参加又意見を述べる気になるでしょうか。     「住民懇談会の実施」ではなく、住民意見の取り入れ方をまず最初に議論すべきではないでしょうか。出された意見や苦情や要望について、どの様に行政に取り入れるかをそのシステムを先ず提案して欲しいと思います。	
36	6-(1)-② 施設管理の民営化・委 託化方針の策定	解しないで大綱に組み入れて欲しいと思います。 民間ができても行政がやるべきものがあります。そうしない と特色もなく魅力のない町になってしまいます。	ご指摘のとおりと考えております。 実施する段階で十分に留意した上で進めてまい ります。
37	7-(1)-① 住民ニーズの適正な 把握と反映	適正な把握ができ反映できるように改善が必要です。 最近は、商店だけでなく利用者を顧客としてとらえて病院な どでも利用者の声を積極的に聞いてそれを公表しています。美 里町には、提案箱すら設置されていません。電子メールで意見 を出してもほとんど返事もありません。中には、意見を無視し たため事態を悪化させた事例すらあります。	ご指摘のとおりかと思います。ご意見を頂戴しておきながら、返事すら差し上げられなかったこと、深くお詫び申し上げます。町民からの意見・提言等に対する管理が徹底されていなかったものと反省しております。今後このような事態を繰り返さないよう、「住民ニーズの適正な把握と反映」を平成 24 年度の重点項目に取り上げ

			,
		アンケート調査も恣意的な設問が見受けられ、集計数値だけ	て取り組んでまいります。その中で、提案箱の設置、意
		が独り歩きするだろうと腹立たしく感じるものがあります。調	見・提言等の管理の徹底化を進めてまいります。
		査方法が適正かどうか客観的に審査することはできないでし	なお、実施段階(大綱の運用段階)に対するご意見と
		ようか。	承りますので、第二次行政改革大綱の当該項目の文中に
			おける変更は行いません。
		「住民ニーズの適正な把握と反映」は、一次大綱では「住民	「住民ニーズ吸上げシステム」という表現は、誤解又
	7-(1)-①	ニーズ吸上げシステムの確立」であり、システム化することを	は疑問を与えるのではないかと考え、わかりやすい表現
38	. (.,	求めている。もとにもどすべきである。	に変更しました。
38	住民ニーズの適正な把		併せて、5- (2) -②の文中において「住民ニーズ
	握と反映		吸上げ」から「住民ニーズの把握」と表現を変更いたし
			ました。
		行政区長の委嘱の要件から、地域の推薦を外し民生委員のよ	行政区長の選考方法に対するご意見と承りました。
		うに、適格性審査会を経て委嘱する方法に変えて欲しいと思い	現在、町では行政区からの推薦に基づき、行政区長を
		ます。	委嘱しております。
		誰もいなくて、行政区の中で話し合って出すと言った推薦	行政区からの推薦に基づいて選考する現在のやり方
		と同じ形になる地域も出るかも知れませんがその場合でも、審	には、大方において特に問題になってはいないと認識し
39	該 当 な し	査会の選考に掛けるべきだと思います。又、出たい出たいとす	ております。仮に、行政区内での推薦方法に問題がある
39	(行政区長の選考方	る人が複数出た場合は、上記審査会が、面接するとかで選ぶと	とすれば、行政区内で再度協議していただき、行政区内
	法について)	か、苦労するなと思うのであれば、事前に、区長の仕事をどう	で解決を図っていただきたいと考えております。
		考えるとか、貴方が考える町作りの方法とその方向性とか、災	町は、行政区からの推薦を第一に重視する現在の選考
		害における、住民福祉の在り方とか区長としての対応はとか、	方法を、今後とも変更する考えはございません。
		その考え方を問う論文を提出させて選べば、より、区長資質が	
		把握出来ると思います。	
		区域内在住の者から自薦他薦でも結構ですのでその中から	

選ぶ方式に変えるべきだと思います。

区長としての職責が大きければ大きいほど町の関与を必要とするし、有象無象に行政の一端を任せるわけにはいかないと 思いますが如何でしょうか。

更に、地域推薦を巡って地域に禍根を残すこと自体、町としても本位ではないはずです。

だから、上記手続きにより区長の委嘱を考えるよう、制度 の変更をお願いします。

更に区長の職務として下記のことを付け加えさせておきます。

- a. 職責を利用しての数々の問題行動が発生した場合は、早急 に調査して結論を出すように、規定の適正な運用を行うこと。
- b. 前に提案を致しましたが、再度提案しておきます。

一人でも職責を汚す者がいるのであれば、それは制度の欠陥があると考えるべきであり、制度を蔑(ないがし)ろにする行為だと言わざるを得ません。問題が発生したのであれば、区長委嘱に当たっては、各行政区から推薦だけを考えるのではなく、町自ら、その責任に於いて選ぶべきであると思います。

- c. 区長にも、活動報告をさせ、住民から何の意見を受けて何をしたのか、区長として、意見を求められたこと、やったことについて具(つぶさ)に報告させ、住民からの情報公開の範囲に入れることは最低限必要です。・・・・・今までやって来ていないことが問題です。
- d. できないと言うなら、区長としてではなく、「広報配達人

		として、各行政区に仕事として委託した方がよいのではないで	
		しょうか」	
		行政の一翼を担わせたいというなら、推薦などと人気投票で	
		はなく、嘱託を雇うとしても、町は選ぶと同様、町の行政方針	
		をシッカリと理解した、理解できる人を、行政区から自薦・他	
		薦の中から選ぶべきではないでしょうか。住民のためにその努	
		力を惜しむべきではありません。	
		e. 区長に対する聞き取り要望が少なくなっていると聴きまし	
		た。	
		このことから、行政区内の問題が全て解決したと考えるので	
		しょうか。	
		決してそうでは無いと思います。かえって問題が、マグマの	
		ように奥底に溜まっていると考えるべきではないでしょうか。	
		完了もしていないのに削除された大事なテーマがあります。	「入札の公正さと透明性の確保」は普段から進めてき
		もとにもどすべきです。	ておりますので、今後5年間の行政改革の取組項目に取
		「入札の公正さと透明性の確保」は残すべきです。実効ある	り上げるまでではないと判断しております。
	第一次から第二次にかけて削除された項目について	ものに変えていかねばなりませんね。公正、透明性は行政の仕	「公共工事コストの低減」は普段から進めてきており
40		事の大基本なのですから。	ますので、また、入札実績から見ても今後5年間の行政
40		「入札の公正さと透明性の確保」もそうであるが、他にも、	改革の取組項目に取り上げるまでではないと判断いた
		例えば、「公共工事コストの低減」、「風通しのよい職場環境	しております。
		の整備」、「民間手法の積極的導入」、「行政組織や委員会の	「風通しのよい職場環境の整備」についても大切なこ
		統廃合によるスリム化」、「職階の簡素化、グループ制等によ	とですが、すでに合併から6年を経過しており、職場環
		る柔軟で即応性ある組織の確立」などなど、行革にとって極め	境について特に懸念されることはございません。したが

て重要なテーマが何の成果も示されずに、消されてしまってい┃いまして、今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げ いはずがない。

これを見ると、二次大綱は、一次大綱から「取り組み終了項 目や内容重複項目を削除して」整理したというのは "うそ"で | りますので、行政改革の取組項目に戻すことといたしま したね。うそは論外です。まえがきから削除し、一次大綱の実した。 施概要と反省を明記すべきです。

る必要はないと判断いたしております。

「民間手法の積極的導入」は、今後検討する必要があ

「行政組織や委員会の統廃合によるスリム化」につい ては、行政組織や委員会の統廃合を今後も進めてまいり ますが、行政組織や委員会の統廃合による行政体のスリ ム化ではなく、外部機関への業務委託(アウトソーシン グ)によって行政体のスリム化を進めるべきであると考 えております。よって、今後5年間の行政改革の取組項 目に取り上げる必要はないと判断いたしております。

「職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性あ る組織の確立」については、次の理由から今後5年間の 行政改革の取組項目に取り上げる必要はないと判断さ せていただきました。

職階の簡素化については、現行の「課長―課長補佐― 係長―主事」をこれ以上簡素化することは難しいものと 考えております。

また、グループ制についても検討いたしましたが、現 行の「係制」から「グループ制」へ移行することによる メリットが明確にできませんでした。小規模な自治体で ある本町の行政組織では、現在1人の職員が複数の業務 を担当しているのが実態です。仮に 5~6 人編成のグル

			ープ制を導入することとすれば、一つのグループがかな
			り広く、多くの業務を抱えるようになります。また、業
			務の一つひとつが専門的な知識を要するものが多いこ
			とからグループ内のメンバー(職員)がグループ内の業
			務全般に精通して、お互いに業務をカバーし合うことは
			実質上困難と思われます。よって、グループ内のメンバ
			ー (職員) がグループ内の業務全般に精通してお互いに
			業務をカバーし合うことから業務の効率化を図ること
			をグループ制導入の目的と断定すれば、本町の行政組織
			では難しいものと考えております。この目的だけに断定
			すれば現行の係制の中で十分に達成できることであり、
			一方、グループ制への移行は業務責任の所在を不明確に
			するなどのデメリットだけが危惧されるところであり
			ます。
			以上の考えから、「職階の簡素化、グループ制等によ
			る柔軟で即応性ある組織の確立」については、今後5年
			間の行政改革の取組項目にならないと判断いたしまし
			た。
		20年度の集中改革プラン進捗報告で「○評価」していたも	二次大綱の達成率アップのための工作のような考え
		のが、二次大綱でまたテーマとして残っているのはどうしたこ	はありません。
	第一次から第二次にかけて継続して掲載する項目について	とでしょうか。	
41		   例えば「総合計画に基づく実施計画書の公表」とか、「職員	
		   懲罰規定の改定と公表」とかいろいろありますね。「第一次か	
		   ら第二次にかけて削除された項目について」と合わせ考えます	
		の第一次にかりて削除された項目について」と合わせ考えます	

		と、どうにもこうにも支離滅裂としか言いようがありません。	
		二次大綱の達成率アップのための工作と勘ぐらざるを得ない	
		のです。	
		やはり、一次大綱の実施結果(ないしは見込み)報告をよく	
		吟味・反省し、原点に立ち返って二次大綱の再検討し、再度パ	
		ブリックコメント願うしかないようですね。	
		このパブリックコメントは、本気で町民意見を聞き、大綱に	①について
		反映させようとしているのか、疑問とするところです。	第一次行政改革大綱は
		①今回の第二次大綱(案)は、「一次大綱を継承して」とあり、	熱心な議論によって作成
		「すでに取り組みが終了した項目や内容が重複する項目を削	ります。よって、項目と
		除して」とあります。それなのに一次大綱の54テーマがどこ	綱に引き継ぐことができ
		まで進んだのか全く示されておりませんね。仕事のイロハであ	今回のPDCAのC( <sup>5</sup>
		るPDCAの「C」なしです。即ち第二次大綱(案)は砂上の	は、取組みのアウトライ
		楼閣ということですね。	しろ運用面に多くの部分
4.0	今回のパブリックコメ	少なくとも、意見募集するのであれば、第一次行政改革大綱	それについては、第二次行
42	ントの実施について	の5年間の取組み結果(ないしは見込み)報告を添えて、意見	ように、毎年度、対象を約
		を求めるべきではないでしょうか。さらに言えば、行政改革推	ます。
		進委員会で、どのような協議がなされて今回の案にいたったの	なお、行政改革大綱 54
		か、その内容も添付されてしかるべきでしょう。どうでしょう	ついては、別途整理して
		か。	事務改善の中で当然に改
		②「日程がない」「時間がない」という言い訳が、すぐにも出	改革の成果であったのか
		てきそうですね。行政の常套手段でしょうが、行政では通用し	また、これらは細目の内容
		ても世間では全く通用しない話です。間に合わせるように工夫	いうよりも、むしろ普段の
		して仕事をすすめるのが皆さんの仕事なのです。いずれ、町民	や、今後年度毎に作成する

第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の 熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであ ります。よって、項目と文言を整理することで第二次大 綱に引き継ぐことができると考えております。

今回のPDCAのC(チェック)の改めるべきところは、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、むしろ運用面に多くの部分があったと反省しております。 それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述したように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととします。

なお、行政改革大綱 54 項目の過去 5 年間の取組みについては、別途整理して 5 月中に公表しますが、普段の事務改善の中で当然に改善されてきたものであり、行政改革の成果であったのか明確に示すことはできません。また、これらは細目の内容となりますので大綱の争点というよりも、むしろ普段の事務改善の点検のための資料や、今後年度毎に作成する実施計画の検討材料となるも

の意見が実のある形で得られなければ、このパブリックコメン トは何のためにやっているのでしょうか。町民の意見を聞いた という証拠づくりなのですかね。このような形だけの仕事を排 除するのも行革の一つの目的ではありませんか。

③多分、第一次行政改革大綱の5年間の取組み結果(ないしは | むべきか、何に取り組んで欲しいのかを、今後も引き続 見込み)報告は、恥ずかしくて公表できないのだと推測してい | き皆さんからご意見をお聞きいたします。 ます。おそらく、テーマ終了としているものは黙っていてもで きるもの、例えば年満退職をカウントするだけの職員の定員管 | ます。そのためには、行政が定めた締切日を理由に町民 理とかですね。それから、国・県からの要求でやらないわけに はいかないもの、例えば病院の経営改善計画とかです。第一次 | して町民の皆さんのご意見をお聞きしてまいります。ま 行政改革大綱によってすすめたと評価できるものは一体いく|た、環境もめまぐるしく変化いたしますので、その後に つあるのでしょうか。

関係資料を町民にわかりやすく示して、再度パブリックコメーの指針(大綱)を期間半ばでも変更しなければなりませ ントを実施すべきではありませんか。その際、次に述べる「みlん。策定後も、より良いものに修正をかけるべきだと考 さと型行政改革の始動」も添付すべきです。

のと考えております。

## ②<br /> について

ご指摘のとおりです。しかし、そのようなつもりはあ りません。今後の5年間で何を取り組むか、何に取り組

大綱は行政改革の取組みの重要な今後の指針となり の意見を無視することがあってはなりません。年間を通 町民の皆様からご意見をいただき必要であれば、取組み えておりますので、今後とも多くのご意見をお寄せくだ さい。

## ③について

ご指摘のとおり、第一次行政改革大綱によって進めて きたと評価できるものは、特にありません。取組みが終 了した項目のすべては、普段の事務改善の中で改善する べきものを改善してきただけにすぎません。今後5年間 についても、普段の事務改善にしっかりと取り組んだ上 で、行政改革と呼べるものを今後5年間で一つでも成果 として残せるよう重点的に取り組んでいく考えです。こ

			れ以上に町民に示す関係資料はありませんので、今回の
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			大綱策定にあたっての再度のパブリックコメントを実
			施する計画はありません。しかし、②にでも書きました
			とおり、今後も引き続き皆様からのご意見をお待ちして
			おりますのでよろしくお願いします。
		第一次行政改革大綱の原点は、平成17年3月、総務省から	第一次行政改革大綱を継承して、第二次行政改革大綱
		の「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」にあ	を作成しており、基本的な考えは現在も変わっておりま
		るわけですが、町としては、平成18年8月前後の町の広報「み	せん。また、同じ記事を繰り返して広報紙に掲載するこ
		さと」に掲載された、「みさと型行政改革の始動」にあります。	とは、特に必要はないと考えておりますので、広報紙へ
		大々的にPRしましたよね。格調の高い、町民目線、前向きな	の掲載は今後とも行う予定はありません。
		内容であったと記憶しております。これは町が、町民へ約束し	ご指摘いただきましたとおり、原点に戻って取組みの
		た「美里町の行政改革」のはずです。ひとくぐりで言えば、「町	成果をあげるために努めることに専念してまいります。
		民目線の」「革命的な」行政改革を実行する!という内容でし	
43	行政改革の原点につい	た。	
43	て	さらに言えば、その後町長は議会で「革命ではないが、革命	
		的ともいえる行政改革をする」旨の答弁をし、議会に対しても	
		約束しているのです。	
		第一次大綱を継承して、第二次大綱というのであれば、行政	
		改革推進委員会の皆さんはもとより、この町の行革にかかわる	
		方々は、是非上述の、行革の原点であり町民への約束である、	
		   広報「みさと」の「みさと型行政改革の始動」をもう一度精読	
		   願いただきたいものです。二次大綱は一次大綱に比し、後退の	
		   感がぬぐえません。原点にもどり再検討すべきと考えますがい	

		かがですか。	
		~ ~ ~ ~ ~ ~	
		「みさと型行政改革の始動」を広報「みさと」に再掲して、改	
		めて町民に約束していただきたいものです。	
		行政改革大綱の進捗状況、見直しの内容や理由等について公	
		表が必要です。	第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の
		第一次美里町行政改革大綱に対するパブリックコメントで	熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであ
		「改革への熱意、意気込みが感じられない。」との意見があり	ります。よって、項目と文言を整理することで第二次大
		ました。これに対し、「最少の経費で最大の成果を発揮するた	綱に引き継ぐことができると考えております。
		めには、情報を積極的に公開し住民の理解をいただきながら一	今回のPDCAのC(チェック)の改めるべきところ
		緒になって・・・」と答えています。	は、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、む
		また、「これまでの行政改革の内容について何ができなにが	しろ運用面に多くの部分があったと反省しております。
		できなかったか、何故できなかったかを自己検証、公表して活	それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述した
4.4	今回のパブリックコメ ントの実施方法につい て	かすことが大綱の実効性を高める一番の道ではないか。」とい	ように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととし
44		う意見がありました。これに対して「PDCA サイクルなどマネ	ます。
		ジメントの概念を行革にも取り入れ適切に管理するとともに、	なお、行政改革大綱 54 項目の過去 5 年間の取組みに
		進捗状況のほか、見直しの内容や理由等についても定期的に公	ついては、別途整理して5月中に公表しますが、普段の
		表できるよう組織体制を整え、実効性のある改革を実施する予	事務改善の中で当然に改善されるべきものであり、行政
		定です。」と町の考えが述べられています。	改革の成果であったのか明確に示すことができない項
		しかし、今回の第二次美里町行政改革大綱(案) についてのパ	目もあります。また、これらは細目の内容となりますの
		ブリックコメント募集に当たって、"取組みが進んでないもの	で大綱の争点というよりも、むしろ普段の事務改善の点
		も多く"としか述べてられておらず、進捗状況は公表されてい	検のための資料や、今後作成する実施計画の検討材料と
		ませんし、大綱の見直しの内容や理由等についても公表されて	なるものと考えております。
		いません。このような町自らが決めた基本をないがしろにして	

		いては、行政改革大綱の実効性は乏しく、絵にかいた餅になっ	
		てしまします。	
		先ずは、決めたことはしっかり実行し、うまく行かなかった	
		ら何故できなかったか調べた原因とともに公表して、住民と情	
		報を共有する姿勢を示していただきたい。	
		行政改革を、その当事者である行政当局の皆さんがやるとい	行政改革を当事者である行政当局がやって成果を得
		うのは、もともと無理な話ですね。	ることは、決して無理なことではないと考えておりま
		このことは、第一次の行政改革推進委員会でも出た意見で	す。
		す。5年もの間、第一次大綱を取り組んで、その結果を町民に	また、今後の5年間で何を取り組むか、何に取り組む
		公表できないという事実は、その証拠と言えましょう。	べきか、何に取り組んで欲しいのかを今後も引き続き皆
		行政改革の取組みは、旧町時代から数えて十数年も経過し、	さんからご意見をお聞きいたします。町政全般に対し
		めぼしい実成果は何一つ得られていないのが実態でしょう。怠	て、年間を通して町民の皆さんのご意見をお聞きしてま
	今回のパブリックコメ	慢と言うよりも、当事者の皆さんが取り組むことに無理がある	いりますので、今後とも多くのご意見をお寄せくださ
	ントの方法、行政改革の	のです。形だけは取組むが、実効ある成果が全く期待できない	い。決して、何かのための証拠づくり、情報隠し、都合
45	取組み及び第二次行政	のです。「形だけ」で「実がない」のは、今回の「パブリック	の良い計画にするために摘み食いをするだけの意見募
	改革大綱の前文につい	コメント」一つとっても明らかでしょう。	集のようなことは、一切ございませんので誤解のないよ
	て	「パブリックコメントを実施して、行政改革大綱に町民意見	うお願いいたします。
		を反映させました」とするための証拠づくりでしかないやり方	
		です。形だけですから、前述したように町民には、その中味や	
		経過が分からない方が都合がいいのでしょう。まともな意見が	
		出ては困るのです。	
		もうひとつ事例をあげます。二次大綱(案)では、「入札の	
		公正さと透明性の確保」というテーマが今回削除となっていま	
		すが、公正さ・透明性は本当なのでしょうか。	

		平成21年夏ごろと記憶しますが、不動堂地区幼稚園新築工事	
		の入札で、一番高い I 社が落札しました。 339.0百万円で	
		した。他の3社(325.8~329.0百万円)	
		は最低制限価格未満で、失格というものでした。最低制限価格	
		について情報公開を求めたところ、国・県の基準に従ってとい	
		うだけで、具体的算定式は開示されないのです。	
		町の入札で、14百万円もの高い買い物をして、どこが公正で、	
		透明なのでしょうか。	
		「形だけ」で「実のない」ことがよくわかるでしょう。	
		第二次行政改革大綱の実行にあたっては、第三者委員会を設	
		置し、委員会の指揮・管理のもとに取組むものとすべきです。	
		第三者委員会は、公募委員を中心とし、半常勤に近い形が必要	
		でしょう。それだけボリュームある仕事なのです。それに相応	
		の権限と責任を付与する必要があります。このことを二次大綱	
		のまえがきに、一次大綱5年間の反省とともに明記すべきで	
		す。	
		第2次と有りますが、今まで下記の項目に関して行ってきた	第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の
	今回のパブリックコメ	施策対応について、そして、新たに生じた問題点に付いて何が	熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであ
		問題となっているのかそれを示して、自らの検証と対策を明示	ります。よって、項目と文言を整理することで第二次大
46	ントの実施方法につい	して意見を仰ぐべきではないでしょうか。	綱に引き継ぐことができると考えております。
40	て	公正で透明性の高い行政をと高らかに謳ってはいるが、そ	今回のPDCAのC(チェック)の改めるべきところ
		の実、透明でも何でもない情報隠しと、都合の良い計画にする	は、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、む
		ために摘み食いをするだけの意見募集ではないでしょうか。	しろ運用面に多くの部分があったと反省しております。
		否定するのであれば、第1次の大綱の検証結果と、先ずその	それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述した

		検証結果に基づいた、計画、そして新たに生じた問題に対する	ように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととし
		**   対策を含めて提案し、意見を募り却下したのであれば、その理	ます。
		由を公表するのが、行政改革に資する対策の第一歩ではないで	
		しょうか。	
		この町の最高法規即ち自治基本条例がないことから生じて	「自治基本条例の制定と運用」は、大切な項目と認識
		いると考えます。主権者である町民の権利・責務とは何か、主	   しております。しかし、大綱の前書きに、この個別項目
		権者町民から信託された町行政の役割は何か、信託の内容は何	   だけを特別に明記する理由はございません。よって、前
		か、議会はどうか、などなど、旧来の延長上で各々が解釈して	書きに明記はいたしません。
		いることから生じてきています。ご承知のように、2000年	
		の国の分権改革によって、地方自治体は国と対等の関係になり	
		ました。地方自治体は地方政府に位置づけられ、「自己決定・	
	第二次行政改革大綱の	自己責任」の原則が明確になりました。町政の失敗は、すべて	
47	前文について	町民の負担となってはねかえってくる世に中に変わっている	
		のです。しかし、私たちの町には、国の憲法にあたる自治基本	
		条例が未だないのです。一次大綱の5年間、町は言を左右にし	
		て、全く取組むことはありませんでした。	
		私たち町民は、町や議会に無条件で町政を任せているのでは	
		ないのです。主権者町民の意向が町政に反映されるよう、二次	
		大綱の最優先テーマは「自治基本条例の制定と運用」とすべき	
		です。このことをまえがきに明記すべきと考えます。	
48	総合計画審議会会議で	先月まで総合計画審議会委員として審議に加えさせて頂い	総合計画の考えの下に、行政改革に取組むこと
46	の発言と行政改革大綱	て、発言をさせて頂きました。その時示された総合計画の位置	は当然のことです。
	のパブリックコメント	づけは、『今後の美里町における"まちづくり"を総合的にか	しかし、総合計画審議会での発言と行政改革大
	の関係について	つ計画的に取り組むための基本指針とするものです』とのこと	綱のパブリックコメントの意見とは別です。総合

でしたので、私なりにその方向で考えて参りました。

その時審議の過程でも強く主張してきたのは、『総合計画が、| 作成のためのパブリックコメントの意見に直接反 基本指針と言うのであれば、町によって組織されている色々な | 映することはありません。 委員会での検討や計画の方向を縛るものでなければならない はずです。

その考えの方向性を総合計画に記述しておくべきである』と「作成のためのパブリックコメントに対して意見を 主張し続けてきましたし、概ねその考え方が是認して頂いたと|寄せていただくこととなります。 思っております。

更に、総合計画だけでは、その方向の中身が分からないので、 具体的な対策についても、各部会の検証シートにおいて、【見 直しの内容】とか【審議会の意見】等で、事細かく指摘提案し てきたことは、各部会に参加してきた各課担当も承知している ことだと思っております。

その様な審議過程で、作り上げられている総合計画にぶつけ る形で『第二次美里町行政改革大綱(案)への意見募集』が出 てきたことに愕きと不快と怒りを禁じ得ません。

このことで、町総務課の総合計画に対する真意が、滲み出て きたようで総合計画の行く末に大きな不安を感じてしまいま した。

この意見募集が、『総合計画審議会では、このような意見が ありましたが、その他に御意見が有れば、募集します』と言う ように、総合計画案に対する意見募集なら分かりますが、何か、 総合計画を蔑ろにして、総合計画の中身を薄めて美里町当局 が、己が意見に収斂するまで、募集し続ける意図が有る意見募

計画審議会の会議での発言内容を行政改革大綱の

よって、今回のように、御面倒でも総合計画審 議会の会議での発言とは別個に、行政改革大綱の

集であると感じたのは、私だけでしょうか。

総合計画では、詳細な計画・取組方については、述べられていない部分も、多々あると思います。

その詳細部分に付いては、担当課のサボタージュによって記載もされなかったカ所も多々ありました。その審議過程は、議事録等で明確にされて居るはずです。それを丹念に拾って、行革大綱に反映することが、担当課としての責務だと思いますが、その件に関してどう考えるのか先ず教えて下さい。